

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成26年1月28日
【事業年度】	第58期（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）
【会社名】	株式会社ダイイチ
【英訳名】	DAIICHI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 達雄
【本店の所在の場所】	北海道帯広市西20条南1丁目14番地47
【電話番号】	0155(38)3456(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役企画IR兼経理担当 川瀬 豊秋
【最寄りの連絡場所】	北海道帯広市西20条南1丁目14番地47
【電話番号】	0155(38)3456(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役企画IR兼経理担当 川瀬 豊秋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年12月25日に提出した第58期（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

社外取締役及び社外監査役の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

社外取締役及び社外監査役の状況

(訂正前)

当社の社外取締役は、取締役7名の内2名を選任し、その内1名を独立役員として指名しております。また、社外監査役は、監査役3名の内2名を選任しております。

社外取締役及び社外監査役との関係につきましては、資本的関係については、社外取締役2名及び社外監査役2名が、当事業年度末で当社株式をそれぞれ152,190株及び79,494株を所有しております。

取引関係については、社外取締役1名及び社外監査役2名が代表取締役（社長または会長）を務める会社との間に、それぞれ307百万円及び1,470百万円の取引があります。また、社外監査役1名より建物を賃借し、9百万円を支出しております。なお、取引条件等については、一般的取引条件と同様に決定しております。

人的関係その他の利害関係については、該当事項はありません。

社外取締役の選任理由につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の経営に対して提言をいただくとともに、適切な助言を期待するものであります。また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等でないことから、独立性が高いものと認識し選任しております。

社外監査役の選任理由につきましては、監査役制度のより一層の機能強化を図り、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するとともに、経営者としての高い見識を活かし、第三者的視点から、業務執行の適法性や妥当性、会計の適法性等のチェック機能を担っていただくため、また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等でないことから、独立性が高いものと認識し選任しております。

社外監査役は、上記に記載のとおり、会計監査人及び内部監査室と連携を密にとっております。

また、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針については、特段の基準は定めておりません。

(訂正後)

当社の社外取締役は、取締役7名の内2名を選任し、その内1名を独立役員として指名しております。また、社外監査役は、監査役3名の内2名を選任しております。

社外取締役及び社外監査役との関係につきましては、資本的關係については、当事業年度末で当社株式を、社外取締役笹井俊治氏は85,884株、社外取締役内藤龍信氏は66,306株、社外監査役佐藤裕氏は40,950株及び社外監査役笹井祐三氏は38,544株を所有しております。

取引関係については、社外取締役内藤龍信氏が代表取締役社長を務める丸果帯広中央青果株式会社との間に商品の仕入取引307百万円、社外監査役笹井祐三氏が代表取締役社長を務める三洋興熱株式会社との間に灯油等の購入取引61百万円及び社外監査役佐藤裕氏が代表取締役会長を務める帯広地方卸売市場株式会社を通じた1,409百万円の商品の仕入取引があります。また、社外監査役佐藤裕氏より建物を賃借し、9百万円を支出しております。なお、取引条件等については、いずれも一般的取引条件と同様に決定しております。

上記の他は、社外取締役または社外監査役（社外取締役または社外監査役が役員または使用人である会社等を含む。）との間に利害関係はありません。

社外取締役の選任理由につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の経営に対して提言をいただくとともに、適切な助言を期待するものであります。また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等でないことから、独立性が高いものと認識し選任しております。

社外監査役の選任理由につきましては、監査役制度のより一層の機能強化を図り、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するとともに、経営者としての高い見識を活かし、第三者的視点から、業務執行の適法性や妥当性、会計の適法性等のチェック機能を担っていただくため、また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等でないことから、独立性が高いものと認識し選任しております。

社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、社外取締役及び社外監査役は、取締役会・監査役会・取締役・会計監査人等との意見交換などを通じて、監査役監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。 また、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針については、特段の基準は定めておりません。